平成２２年（フ）第４８０号
茨城県北茨城市中郷町下桜井545―９
債務者　山口　　馨
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８１号
神奈川県海老名市大谷南４丁目６―13―３Ｆ
債務者　前嶋　恭子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８２号
東京都小平市大沼町１丁目128―１―17―612
債務者　育野美保子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８４号
神奈川県横浜市西区西戸部町１丁目77―16―202
債務者　赤井　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８６号
神奈川県相模原市橋本２丁目21―７―301
債務者　池田太一郎
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８７号
東京都渋谷区西原１丁目30―６
債務者　今川　英機
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８８号
神奈川県横浜市中区末吉町４丁目90―７―201、外国人登録原票上の住所神奈川県横浜市栄区公田町740―３―102
債務者　有路祥子こと　趙　　祥子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９４号
東京都目黒区上目黒３丁目44―11―210
債務者　辻　　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５００号
東京都江東区辰巳１丁目２―９―202
債務者　石谷留美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０１号
東京都江東区大島６丁目１―５―503
債務者　後藤　弘之
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０３号
東京都国立市北３丁目２―１―４―901
債務者　高松　裕樹
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０６号
埼玉県所沢市並木２丁目３―４―306
債務者　大橋　　剛
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０７号
茨城県守谷市松ケ丘２丁目16―４
債務者　下村　貴之
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０８号
群馬県高崎市上里見町774
債務者　古谷　文男
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０９号
東京都府中市住吉町５丁目17―24―103
債務者　橋本　信治
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１０号
東京都八王子市大和田町３丁目16―１―202
債務者　田中アサ子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部